

生徒の新型コロナウイルス感染症にかかわる出席停止について

小樽明峰高等学校

北海道に「緊急事態宣言」(期間：5月16日～31日)が発令され、学校でも感染防止対策の徹底が要請されています。意識を緩めずにお互いに継続的に感染対策に努めましょう。

また、お子様に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えるようご家族でもご指導ください。
新型コロナウイルス感染症にかかわる「出席停止」の基準について、以下の通り確認いたします。ご不明な点は、学校までご連絡ください。

- ① 生徒本人に感染が確認された場合
 - 治癒するまでの間を出席停止とします
- ② 生徒と同居している者に感染が確認された場合
 - 以下のうちいずれかの間
 - ・同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間
 - ・同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
- ③ 生徒本人が、保健所から濃厚接触者として指定された場合
 - 保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
- ④ 生徒と同居している者が、保健所から濃厚接触者として指定された場合
 - 該当濃厚接触者の検査結果(陰性)が判明するまでの間
- ⑤ 生徒本人または生徒と同居している者が、PCRまたは抗原検査を受けることになった場合
 - 受検者の検査結果(陰性)が判明するまでの間
 - 生徒が保健所から濃厚接触者として指定されている場合は、保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
 - 生徒と同居する者の勤務先等の規則による定期的な検査を受ける場合は、出席停止としない
- ⑥ 生徒本人または生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - 症状がみられる者の症状が消失するまでの間
 - 新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられた時は、出席停止としません。
- ⑦ 海外から帰国・再入国した場合
 - 検疫所から自宅待機を求められた期間
- ⑧ 医療的ケアが日常的に必要な場合、または基礎疾患等がある場合
 - 主治医や学校医に相談の上、登校を判断します
 - ※ 同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常的にある場合は「同居」として扱います。